

吸収合併に係る事前開示書類

大成株式会社

令和2年7月9日

令和 2 年 7 月 9 日

各 位

会社名 大成株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤憲司
(コード番号 4 6 4 9 名証第 2 部)

吸収合併に係る事前開示書類

当社は、令和 2 年 6 月 25 日付けで株式会社ティ・クリアとの間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和 2 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ティ・クリアを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施工規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約書

別紙 1 のとおり、吸収合併契約書を締結しました。

2. 吸収合併の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（同条第 2 号）

該当事項はございません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項（同条第 3 号）

吸収合併消滅会社である株式会社ティ・クリアの最終事業年度に係る計算書類等は別紙 2 のとおりです。

なお、最終事業年度後に生じた重要な後発事象はございません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担とその他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同条第 5 号）

該当事項はございません。

6. 吸収合併効力日以降における吸収合併存続会社の債務の履行に関する事項（同条第 6 号）

当社及び株式会社ティ・クリアの最終事業年度末日の貸借対照表において、いずれの会社においても資産の額は負債の額を上回っています。最終事業年度末日以降本日までの間、本合併効力発生日以後における当社及び株式会社ティ・クリアの債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じていません。また、本合併効力発生以後の当社における資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれています。本合併効力発生以後の当社の財務及び損益の状況については、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されていません。

したがって、本合併により当社が株式会社ティ・クリアの債権債務のすべてを承継した場合でも、債務の履行に支障はないものと判断しています。

以上

吸 収 合 併 契 約 書



吸 収 合 併 契 約 書

大成株式会社（本店：名古屋市中区栄三丁目３１番１２号、以下「甲」という。）と株式会社ティ・クリア（本店：名古屋市中区栄三丁目３１番１２号、以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（合併の方法）

第１条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

- ② 甲は、会社法第７９６条第２項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- ③ 乙は、会社法第７８４条第１項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併対価）

第２条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、甲は乙の株主に対して一切の合併対価を交付しないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第３条 甲は、前条のとおり合併対価を交付しないため、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

（効力発生日）

第４条 合併が効力を発生する日を令和２年９月１日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（引き継ぎ）

録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。

- ② 乙は、令和2年3月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（従業員）

第7条 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

- ② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

（解散費用）

第8条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更等）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（規定外条項）

第10条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有するものとする。

令和2年6月25日



名古屋市中区栄三丁目31番12号

(甲) 大成株式会社

代表取締役 加藤憲司



名古屋市中区栄三丁目31番12号

(乙) 株式会社ティ・クリア

代表取締役 加藤憲司



決 算 報 告 書

(第 51 期)

自 2019 年 3 月 1 日
至 2020 年 2 月 29 日

株式会社ティ・クリア
愛知県名古屋市中区栄3-31-12

貸 借 対 照 表

2020 年 2 月 29 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産 計】	【 1,191,686】	【流 動 負 債 計】	【 3,215,468】
現・預金計合計	1,191,686	短 期 借 入 金	3,000,000
当 座 預 金	44,299	未 払 法 人 税 等	184,600
普 通 預 金	1,147,387	未 払 事 業 税 等	400
【固 定 資 産 合 計】	【 11,011,560】	未 払 費 用 合 計	30,468
(無形固定資産計)	(3)	負 債 合 計	3,215,468
電 話 加 入 権	3	資 本 の 部	
(投資その他の資産計)	(11,011,557)	資 本 金	52,000,000
長 期 貸 付 金	11,011,557	利 益 準 備 金	750,000
		別 途 積 立 金 (任 意 積 金)	103,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	;146,762,222
		純 資 産 合 計	8,987,778
資 産 合 計	12,203,246	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,203,246

損 益 計 算 書

自 2019 年 3 月 1 日
至 2020 年 2 月 29 日

科 目		金 額	
			円
【販 管 費 計】			143,384
営 業 損 失		(	143,384)
営 業 外 収 益	180,039		
受 取 利 息	180,036		
雑 収 入	3		
【営 業 外 費 用】			
支 払 利 息 割 引 料	33,964		33,964
経 常 利 益		(	2,691)
税 引 前 当 期 純 利 益		(	2,691)
税 金 計			185,000
法 人 税			2,000
住 民 税			182,600
事 業 税			400
当 期 純 損 失		(	182,309)

株式会社ティ・クリア

販売費及び一般管理費

自 2019 年 3 月 1 日
至 2020 年 2 月 29 日

科 目	金 額	
租 税 公 課 支 払 手 数 料 (管) 販 管 費 計		円
	9,782	
	133,602	
		(143,384)

株主資本等変動計算書

自 2019 年 3 月 1 日 至 2020 年 2 月 29 日 単位 円

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金		
			別途積立金(任意積金)	繰越利益剰余金			
当期首残高	52,000,000	750,000	103,000,000	;146,579,913	;42,829,913	9,170,087	9,170,087
当期変動額							
当期純損益金				;182,309	;182,309	;182,309	;182,309
当期変動額合計				;182,309	;182,309	;182,309	;182,309
当期末残高	52,000,000	750,000	103,000,000	;146,762,222	;43,012,222	8,987,778	8,987,778